

地域密着型サービス事業所の指定更新について

1. (介護予防) 地域密着型サービスについて

- 地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、平成18年4月に創設されました。
- 原則として施設所在地の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもっています。

《古賀市内の地域密着型サービス事業所》

サービス種類	事業者番号	申請(開設)者の名称	事業所名称	事務所等の所在地	指定年月日	更新年月日	有効期限満了日
小規模多機能型 居宅介護	4093600023	有限会社 プラス 取締役 加野豊子	余香庵	8113117 古賀市今の庄1丁目2-12	H20.12.8	H26.12.8	H32.12.7
認知症対応型 共同生活介護	4073600282	有限会社 ステップ 代表取締役 山下 増男	りびんぐ 紀水庵	8113126 古賀市小山田497-1	H18.4.1	H21.4.1	H27.3.31
認知症対応型 共同生活介護	4073600308	社会福祉法人 豊資会 理事長 加野 資典	グループホーム 花梨	8113111 古賀市花見南2丁目14-15	H18.4.1	H21.4.1	H27.3.31
認知症対応型 共同生活介護	4073600415	有限会社 わたしのお家 代表取締役 養原 弘美	グループホーム わたしのお家	8113101 古賀市天神3丁目3-13	H18.4.1	H23.2.1	H29.1.31
認知症対応型 共同生活介護	4073600423	医療法人 聖恵会 理事長 安松 聖高	グループホーム 安居	8113105 古賀市鹿部485番地-1	H18.4.1	H23.2.1	H29.1.31
認知症対応型 共同生活介護	4073600514	社会福祉法人豊資会 理事長 加野 資典	グループホームどんぐり	8113133 古賀市青柳町803番地	H18.4.1	H24.2.1	H30.1.31
介護老人福祉施設 入居者生活介護	4093600031	社会福祉法人 清浄会 理事長 田中 潤	地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷	8113122 古賀市薦野1413番地6	H23.4.1		H29.3.31

2. (介護予防) 地域密着型サービスの指定更新手続きについて

- 指定地域密着型サービス事業者（介護予防も含む。）については、指定基準に沿って事業が運営されているかを定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられています。事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により指定の効力を失います。更新申請時には、原則として指定申請の際と同様に立入検査等を行うこととなります。
- 介護保険法において、地域密着型サービスの指定更新を行うときは、あらかじめ、被保険者・関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされておりますので、古賀市介護保険運営協議会からのご意見を反映させたいうえで指定を行うこととなります。

【別添 1】

サービス種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
サービス内容	認知症(急性期を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。
申請者	有限会社ステップ 代表取締役 山下 増男
事業者	古賀市小山田497番地1 りびんぐ 紀水庵
事業規模	【定員】 18人(1ユニット9人×2ユニット) ※平成27年1月末現在の入居者18人(平均要介護度2.72) 【職員】 管理者:1人(常勤兼務) 計画策定担当者:2人(常勤兼務) 介護従業者:15人(常勤専従12人、常勤兼務2人、非常勤専従1人)
施設等	●延床面積483.61㎡(居室の床面積9.94平米) ●非常火災設備(消火器・自動火災報知機・消防署への火災報知機・誘導等・スプリンクラー設備)
運営	【時間帯の設定】 日中:7:00~22:00 夜間・深夜:22:00~7:00 【料金】 法定代理受領分 : 介護報酬告示の額 医療連携体制加算 サービス提供体制強化加算Ⅱ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 法定代理受領以外分:家賃45,000円/月 食材費36,000円/月 日用消耗品・高熱水費16,500円/月 その他必要な費用は実費
協力医療機関	●古賀中央病院(内科・外科・整形外科) ●大林歯科医院(歯科)
指定申請内容の審査結果	平成26年12月5日付けで申請書類が提出され、平成27年2月2日に現地調査を行う。書類審査・現地調査の結果、指定基準を満たしていることを確認する。 ※現地調査において介護給付費の請求誤りを指摘し、事業所対応済み。

【別添２】

サービス種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
サービス内容	認知症（急性期を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。
申請者	社会福祉法人 豊資会 理事長 加野 豊子
事業者	古賀市花見南2丁目14番15号 グループホーム花梨
事業規模	【定員】 9人（1ユニット9人） ※平成27年1月末現在の入居者9人（平均要介護度3.38） ※平成27年1月末現在の古賀市外の入居者1人 【職員】 管理者：1人（常勤兼務） 計画策定担当者：1人（常勤兼務） 介護従業者：8人（常勤専従5人、常勤兼務2人、非常勤専従1人）
施設等	●延床面積447.77㎡（居室の床面積12.95平米） ●非常火災設備（消火器・自動火災報知機・消防署への火災報知機・誘導等・スプリンクラー設備）
運営	【時間帯の設定】 日中：7：00～21：00 夜間・深夜：21：00～7：00 【料金】 法定代理受領分：介護報酬告示の額 若年性認知症利用者受入加算 看取り介護加算 医療連携体制加算 サービス提供体制強化加算Ⅰ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 法定代理受領以外分：家賃70,000円／月 朝食210円／日・昼食460円／日 おやつ100円／日・夕食460円／日 その他必要な費用は実費
協力医療機関	●加野クリニック（泌尿器科） ●スマイル歯科（歯科）
指定申請内容の審査結果	平成26年12月19日付けで申請書類が提出され、平成27年2月9日に現地調査を行う。書類審査・現地調査の結果、指定基準を満たしていることを確認する。

【参考資料 1 : 指定基準】

1. 地域密着型サービスの運営基準（共通的事項）	
(1) 内容・手続の説明と同意	あらかじめ利用申込者または家族に対し、運営規程の概要等サービス選択に係る重要事項を文書で説明、同意を得て、提供を開始する。
(2) 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。
(3) 受給資格等の確認	被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無や有効期間を確認する。被保険者証に認定審査会意見の記載があるときは、それに配慮してサービスを提供する。
(4) 要介護認定の申請の援助	認定申請を行っていない利用申込者の申請（必要な場合の更新認定の申請）を援助する。
(5) 利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。 あらかじめ利用者・家族に対し、サービスの内容・費用について説明を行い、利用者の同意を得て、利用者に負担させることが適当と認められる費用（サービス種類ごとに定められている）の支払を利用者から受けることができる。
(6) 保険給付の請求の証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払をうけた場合、内容、費用等を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。
(7) 利用者に関する市町村への通知	利用者が正当な理由なく指示に従わず要介護状態の程度を悪化させたときや不正な受給があるとき等は、意見を付け市町村に通知する。
(8) 緊急時等の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。
(9) 管理者の責務	管理者は、事業所の従業者・業務の管理を一元的に行い、規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
(10) 運営規程	①事業・施設の目的・運営の方針、②従業者の職種・員数・職務内容、③サービスの内容・利用料等の費用の額、④緊急時等における対応方法・非常災害対策、⑤その他運営に関する重要事項などについて、規程を定めておく（定めるべき事項はサービスにより異なる）。
(11) 勤務体制の確保等	適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
(12) 定員の遵守	災害等のやむをえない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービス提供を行わない。
(13) 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
(14) 衛生管理等	設備と備品等について、衛生的な管理に努める。

(15) 協力医療機関等	あらかじめ協力医療機関を定め、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。
(16) 掲示	見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制等利用申込者のサービス選択に係る重要事項を掲示する。
(17) 秘密保持等	サービス従業者（であった者）は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、正当な理由なく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。 サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておく。
(18) 広告	広告をする場合、その内容が虚偽または誇大なものとしてはならない。
(19) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
(20) 苦情処理	利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置等し、苦情の内容等を記録する。 市町村からの文書等の物件の提出・提示の求めや質問・照会に応じ、市町村・国保連が行う調査に協力するとともに、市町村・国保連から指導または助言をうけた場合は、必要な改善を行う。 市町村・国保連からもとめられた場合には、その改善の内容を報告する。
(21) 事故発生時の対応	サービス提供により事故が発生した場合は、市町村・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況・事故に際して採った処置について記録する。 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかにを行う。
(22) 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
(23) 地域との連携等	サービスの提供に当たっては、利用者・家族・地域住民の代表者・事業所が所在する市町村の職員または地域包括支援センターの職員・知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。運営推進会議での報告・評価・要望・助言等について記録を作成し公表する。 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携と協力を行う等の地域との交流を図り、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談・援助を行う事業等に協力するよう努める。
(24) 記録の整備	従業者・設備・会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービス提供に関しては、①個別サービス計画、②提供した具体的なサービスの内容等の記録、③市町村への通知の記録、④苦情の内容等の記録、⑤事故の状況・事故に際して採った処置についての記録を整備し、完結の日から5年間保存する。

2. 人員基準、設備基準、運営基準（固有的事項）		
従業者の員数	(1) 共同生活住居（ユニット）ごとの介護従業者	<p>①日中：常勤換算方法で利用者3人に対し1以上</p> <p>②夜間・深夜：夜勤職員（宿直勤務を除く）を夜間・深夜の時間帯を通じて1以上</p> <p>③介護従業者のうち1以上が常勤</p>
	(2) 計画作成担当者	<p>①ユニットごとに保健医療または福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識・経験を有し必要な研修を修了している者を配置（利用者の処遇に支障がない場合は、そのユニットの他の職務に従事できる）</p> <p>②1以上は介護支援専門員とし、他の計画作成担当者の業務を監督する（併設小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により効果的に運営し利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる）</p> <p>③介護支援専門員でない計画作成担当者には、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員等、認知症についての介護サービスの計画作成に実務経験がある者を充てる</p>
管理者	(1) 共同生活住居ごとに常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事できる）	
	(2) 特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者・訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、必要な研修を修了している	
代表者	特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者もしくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、または保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修を修了している	
定員	(1) 共同生活住居（ユニット）の数：1または2（経過措置あり）	
	(2) 共同生活住居（ユニット）の入居定員：5人以上9人以下	
	(3) 居室の定員：1人（利用者の処遇上必要な場合は、2人）	
設備・備品等	居室・居間・食堂・台所・浴室・消火設備 その他の非常災害に際して必要な設備・その他利用者が日常生活上で必要な設備を設ける	(1) 居室の床面積：7.43㎡以上
		(2) 居間・食堂は、同一の場所とできる
		(3) 家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等立地する
入退居	少人数による共同生活に支障がない認知症である要介護者に提供する	
	入居の際には、心身の状況・生活歴・病歴等の把握に努め、主治医の診断書等により認知症であることを確認し、入院治療を要する等サービス提供が困難な場合は、他の事業者・介護保険施設・病院・診療所の紹介等を行う	

	退去の際には、利用者・家族の希望をふまえた上で退居後の生活環境や介護の継続性に配慮して援助と適切な指導を行い、居宅介護支援専門員等への情報提供と保健医療サービス・福祉サービス提供者との密接な連携に努める
サービス提供の記録	提供した具体的なサービスの内容等を記録し、入退居年月日・共同生活住居の名称を被保険者証に記載する
利用料等の受領	食材料費・理美容代・おむつ代・日常生活費の支払を受けられる
認知症対応型共同生活介護計画の作成	共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に計画作成業務を担当させる 計画作成に当たっては、通所介護等の活用、地域活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める 計画作成担当者は、利用者の心身の状況や希望等をふまえ、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、目標達成のための具体的サービス内容等を記載した計画を作成する 計画作成担当者は、計画作成に当たり内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する 計画作成担当者は、計画作成後、そのユニットの他の介護従業者や他の居宅サービス等提供者と連携して実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う
介護等	利用者の負担で、介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない 食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同を行う
社会生活上の便宜の提供等	利用者の趣味嗜好に応じた活動を支援する 利用者・家族が必要な行政手続等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行う 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保する
調査への協力等	市町村が行う調査に協力し、指導・助言をうけた場合は必要な改善を行う
管理者による管理	同時に施設・居宅・地域密着型・介護予防・地域密着型介護予防サービスの事業所・病院・診療所・社会福祉施設の管理者であってはならない（事業所・施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障がない場合は、この限りではない）

【参考資料 2・介護報酬】

《1日につき》

基本部分			夜勤を行う職員の勤務条件を満たさない場合	「利用者の数が利用定員を超える場合」 又は「看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」	夜間ケア加算	若年性認知症利用者受入加算
1ユニット	要支援 2	801 単位	× 97/100	× 70/100	1日につき +50 単位	1日につき +120 単位
	要介護 1	805 単位				
	要介護 2	843 単位				
	要介護 3	868 単位				
	要介護 4	888 単位				
	要介護 5	904 単位				
2ユニット	要支援 2	788 単位	× 97/100	× 70/100	1日につき +25 単位	1日につき +120 単位
	要介護 1	792 単位				
	要介護 2	830 単位				
	要介護 3	855 単位				
	要介護 4	872 単位				
	要介護 5	890 単位				
看取り介護加算		(1) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下		1日につき 80 単位を加算		
		(2) 死亡日以前 2 日又は 3 日		1日につき 680 単位を加算		
		(3) 死亡日		1日につき 1,280 単位を加算		
初期加算		1日につき 30 単位を加算		※入居日から 30 日以内の期間の加算		
医療連携体制加算		1日につき 39 単位		※要介護のみ		
退去時相談援助加算		400 単位を加算		※利用者 1 人につき 1 回を限度		
認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)		1日につき 3 単位を加算		
		(2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)		1日につき 4 単位を加算		
サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		1日につき 12 単位を加算		
		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		1日につき 6 単位を加算		
		(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		1日につき 6 単位を加算		
介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)		+1 月につき 所定単位 × 39/1000		
		(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)		+1 月につき (1) × 90/100		
		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)		+1 月につき (1) × 80/100		